

## 鹿 児 島 城 御 角 櫓 跡

肱 岡 隆 夫

(本館 学芸専門員)

戸 崎 勝 洋

(前教育庁文化財課埋蔵文化財係長  
兼鹿児島県立埋蔵文化財センター  
調査課長)

### 第 1 章 調査の経過

#### 第 1 節 調査に至る経過

鹿児島県歴史資料センター黎明館（以下、黎明館）では、平成 10 年 6 月、降雨による黎明館裏の石積一部崩壊を契機に、鹿児島（鶴丸）城跡石垣の状況を把握するため、(財)文化財建造物保存技術協会に目視による調査を依頼して実施したところ、石垣の一部に「孕み」が発生しており、早急に修理する必要があるとの報告を受けた。黎明館では、直ちに補修事業に取りかかることとし、平成 10 年度中に、(株)建設技術コンサルタンツに委託して予備調査（残存状況調査、石材調査、石積法、歴史調査）を実施した。一方、当該石垣が県指定史跡であることから、黎明館では、予備調査の結果をもとに、鹿児島県教育庁文化財課（以下、文化財課）、鹿児島県鹿児島土木事務所道路建設課、(財)文化財建造物保存技術協会、(株)建設技術コンサルタンツと工法や文化財の保護について協議を行い、本丸南東部分の石垣約 43.3m を対象とした石垣修復工事を平成 11 年度から 12 年度にわたって行うこととした。また、工事に先立って、石垣の積み替え工事に伴う掘削影響範囲約 400 m<sup>2</sup> について埋蔵文化財の緊急発掘調査を実施することとし、鹿児島県教育委員会に委託した。史跡に係る現状変更届けは、平成 11 年 3 月 24 日付けで申請を行い、同年 3 月 31 日付けで許可を受けた。発掘調査期間は、平成 11 年 7 月 19 日から同年 7 月 30 日までとし、8 月 3 日から 8 月 5 日まで延長した。

#### 第 2 節 調査の組織

【平成 11 年度（緊急発掘調査）】

事業主体	鹿児島県歴史資料センター黎明館		
調査主体	鹿児島県教育委員会		
調査企画・調整	鹿児島県教育庁文化財課		
調査担当者	鹿児島県教育庁文化財課埋蔵文化財係長 兼鹿児島県立埋蔵文化財センター調査課長	戸 崎 勝 洋	
	鹿児島県歴史資料センター黎明館学芸専門員	肱 岡 隆 夫	
調査指導	鹿児島県文化財保護審議会委員	三 木 靖	
	〃	土 田 充 義	
	〃	上 村 俊 雄	
	〃	原 口 泉	

＃	外 西 壽鶴子
鹿児島県歴史資料センター黎明館専門委員	河 口 貞 徳
＃	芳 即 正
＃	五 味 克 夫

### 第3節 調査の経過

発掘調査は、平成11年7月19日（月）から8月5日（木）までの、13日間実施した。以下、略述する。なお、グリッド番号は、昭和53、54年黎明館建設に伴って実施された鹿児島（鶴丸）城本丸跡発掘調査で設定されたグリッドに拠っている（第1図参照）。M～N-6～9区については、発掘調査に先立って実施された樹木の移植や明治天皇行幸記念碑の移設工事の立ち会いを行い、遺構が残存しないことを確認した。

7月19日（月）～23日（金）

発掘機材搬入。調査区は、石垣の保護と安全対策を考慮し、2～3m控えて設定することとした。東南角地部分（M～N-1～3区）に、御角櫓遺構検出を目的とした4×10mの調査区（A地点）を設定。重機による掘り下げを行う。コンクリートブロックやレンガ等の廃棄物が多数出土。M～N-1区とM～N-2区境付近の現地表面下約140cmで、溶結凝灰岩製の石材4本からなる1条の石柱列を検出。石材は幅約40cm、長さ約1mの柱状を呈する。石材間は、コンクリートによる接合が行われ、近、現代の所産かと思われる。用途は不明である。写真撮影並びに平板実測を行う。

二の丸側石垣に確認できる暗渠排水口3基のうち2基を手掛かりに、L-2～3区に3×12mの調査区（B地点）を設定。当調査区は、掘削による影響範囲外であるが、工事の状況次第では影響が出る恐れがあり、また、遺構が残存している可能性が予測されたため、調査区に含めることとした。調査は、重機による掘り下げを行った後精査を実施。南北方向に2条の排水遺構を検出。A地点の埋め戻し。

7月26日（月）～30日（金）

B地点の精査、清掃を実施し、2条の排水施設の写真撮影、実測を実施する。検出レベルから、工事が及ぼす影響はなく現状保存が可能と判断し、上面の検出だけにとどめた。東側の排水施設は、略長方形の溶結凝灰岩板石を用いた暗渠形排水施設で、昭和53、54年の発掘調査で確認された排水施設に繋がるものである。西側の排水施設は、溶結凝灰岩製の板石のみが残存し、北側部分は撤去され残存しない。土層断面実測。

二の丸側石垣に開く、最も堀寄りの排水口を目安にA地点とB地点との間に、略5×17mの調査区（C地点）を設定。M-3区で、溶結凝灰岩切石による排水施設の一部が残存することを確認。側石は低く、無蓋の排水溝と考えられる。写真撮影、実測を行う。M-4～5区で、溶結凝灰岩切石を敷き詰めた建物遺構を検出。明治6（1873）年、元金山奉行成尾常矩が作成した鹿児島城本丸内の間取図に記された「御角屋蔵」とみられる。壁の立ち上がりを示す漆喰、犬走り、雨落溝を確認。M-3区検出の排水施設は、櫓の雨落溝の延長であることが判明。鹿児島県文化財保護審議会委員視察。黎明館専門委員視察。県教育庁教育次長視察。写真撮影、

実測を行う。なお、櫓遺構の覆土には、瓦や炭が含まれていた。櫓遺構は、石垣工事完了後に復元することとなり、遺構下部の調査は実施せず、工事の過程で立ち会うこととした。

櫓遺構の雨落溝に沿って、M-3～5区の範囲で排水施設を検出。当初想定した、最も堀寄りに開口した暗渠形排水である。蓋は残存せず、完全に埋土に覆われていた。

8月2日（月）～5日（水）

暗渠形排水遺構の写真撮影、実測を行う。文化財課兼県立埋蔵文化財センター文化財主事倉元良文氏、同児玉健一郎氏、実測の応援に来跡。B、C地点の埋め戻し。発掘用具の撤去。

8月6日（木）以降

石垣補修工事实施段階では、文化財課担当職員が随時立ち会いを行い、石垣積み石、裏込め石、胴木等の状況を把握した。また必要に応じて黎明館学芸専門員も立ち会いに参加した。

## 第II章 調査の概要

本調査は、鹿児島城石垣修復工事に先立って実施したもので、工事に係る掘削影響範囲約400㎡を対象としたものである。修復工事の概要は、①石垣積み替えによる掘削範囲の樹木、記念碑等の移設、②石垣解体及び安定勾配確保のための掘削、③石垣胴木の置き換え、④石垣の積み上げ、⑤石垣後背地の整備である。

まず①については、移設工事の立ち会いにより、当該箇所には埋蔵文化財が残存しないことを確認した。次に、②については、廃土処理や石垣崩落の危険性などの問題から、AからCまでの3箇所を調査区を設定し、順次発掘作業を行った。また、昭和53、54年の調査結果から、遺物包含層が残存する可能性は少なく、遺構の残存だけが予想されたため、過去の資料に見える「御角櫓」や「排水施設」等の検出を目的に、重機による掘り下げを実施し、その後人力による精査を行った。

調査の結果、A地点で石柱列1条、B地点で排水施設遺構2条、C地点で建物跡遺構1基と排水施設遺構1条を検出した（第2図参照）。遺物については、建物跡遺構覆土中から少量の瓦等が出土した。③については、工事中立ち会いを行い、状況の記録は事前の協議で建設コンサルタントが行うこととした。

なお、鹿児島（鶴丸）城石垣は、正確には北東から南西に延びるが、本稿では便宜上御楼門側を北、二の丸側を南として記述している。

## 第III章 遺構

今回の調査では、石柱列、排水施設遺構、建物遺構が検出された。また発掘調査後行われた修復工事で、石垣に関する資料が得られたので概略する。なお、石柱列については調査経過の項で記述した以外に特記すべきことはなく、本章では割愛した。

### 第1節 建物遺構（第3図、図版2）

M-3～5区の現地表面下約1m、海拔高10.7m地点で検出した、敷石部分、漆喰塗布部分、板石漆喰塗布部分、その他の部分から構成される遺構である。覆土中から瓦片が出土。また遺構上面付近で炭の付着が確認できた。なお、各部分の名称は、記述の便宜上設定したものである。

### 1 【敷石】部分

幅 40 cm前後、長さ約 1 mの柱状の石材を並べ敷き詰められる。発掘時点では 5 個の石を検出したが、石垣積み替えに伴う移設作業の際、検出された敷石の下部にさらに 1 段の敷石が確認され、合計 2 段構造になっていたことが判明した。石材は溶結凝灰岩。「ヨキはつり」による調整がみられる。敷石の間に、漆喰が充填される。また、敷石の上面に東西方向約 55 cm、南北方向約 50 cmの間隔をもつ、「L 字」形に延びる 2 条の細帯状の漆喰が残る。幅 4 cm、高さ 3 cm。「こて」により調整が施される。壁の立ち上がりを示すものと考えられる。壁の内部になるとみられる敷石部分には、黄色の漆喰塗布痕が観察できた。建物の基礎である。

### 2 【漆喰塗布】部分

東西方向約 75 cm、南北方向約 120 cmの幅員を測り、敷石部分を取り囲むように巡る。表土に直接漆喰を塗り固めたもので、剥落断面から、3 層の塗り重ねが部分的に確認できた。平面図では、上層、下層に 2 分して標記している。最下層は下地塗りであり、4～5 cmの厚さを測る。中層は明確に区分できなかつたが、2～3 mmと思われる。最上層は、仕上げ塗りとみられ、塗布の厚さは 1～2 mm程度である。M-4 区中央部分の 2 か所において炭による黒色化が見られる。

南北方向と東西方向で幅が異なるが、いわゆる「犬走り」であろう。

### 3 【板石漆喰塗布】部分

犬走りを取り囲むように巡り、東西方向に 2 m70 cm、南北方向に 4 m50 cmが残存。厚さ 10 cm強、長さ 70～100 cmの板石を 2 列の側石とし、その間に板石を床石として敷き詰め、3 面を漆喰で塗り固める。側石間は約 40 cm、側石上端と床石までの深さは 15 cm前後である。側石は、地表面部分は、丁寧な調整が行われるが、地中部分は、おおまかな調整となっている。

なお、南方向にわずかに傾斜するが、遺構全体が歪んでいるため、当初からの傾斜であるか確認はない。また、東西方向では、堀側に向けて若干傾斜し、漆喰にも明瞭なひび割れが確認でき、それぞれの側石も遊離している。

この部分は、昭和 53、54 年の調査で確認された事例をもとに、また遺構全体の形態からみて雨落溝と判断された。しかし、前回の調査では、漆喰を塗布した雨落溝は確認されていない。

一方、過去の調査結果によると、雨落溝の側石は板石の厚さを均等に調整することが知られているが、今回の遺構では、一般的な側石の半分ほどの厚さの石材 1 個、また極端に厚く不定形を呈するもの 1 個が使われており、後で差し替えられた可能性が考えられる。また、漆喰を用いる工法は、前回の調査でも排水施設の接合部分等に用いられた例はあるが、溝全体に塗布した事例は報告されていない。特別な用途を意図したか、建築時期の差であるか、現状では判断できなかった。

M-3 区で検出した排水施設は、漆喰及びその痕跡を確認できないものの、底石や側石の構造は M-4、5 区検出遺構と類似し、形状、位置関係からみても、M-4 区の雨落溝の延長と捉えられる。両雨落溝の間は消失し、また M-3 区検出雨落溝北端部分で、レンガと陶製の管の一部が確認された。後年建設された建物の雨樋工事の痕跡である。この雨樋工事は、L-3

区検出東側暗渠排水まで続き、明治以降も暗渠排水が機能していたことが窺えた。

一方、M-3区雨落溝は、部分的に犬走り部分が約20cmほど張り出し、張り出し部分の隅には、底辺長が約30cmを測る台形状に調整された石材が置かれる。この張り出し部分は、建物の南端が二の丸側石垣まで続くものと想定すると、ほぼ中央部に位置することから、建物の入り口のタタキ及び入り口に差し掛けられた庇を支える柱の基礎石と考えられる。

#### 4 【犬走り状】遺構

M-5区南側で、雨落溝に接して板石を敷き詰め、漆喰を塗布した幅40~50cmの犬走り状の遺構が検出された。漆喰部分のレベルは犬走り部分とほぼ同じである。漆喰部分の北側は、厚さ30cm、長さ70~80cmの溶結凝灰岩製の石材によって壁状に石積みされ、部分的には2段で構成される。上段に置かれた2個の石材は、本来東側に延びていたものを積み重ねたものとみられる。石積みは、一段目上面標高と雨落溝の側石との比高で15cm以上高く形成されている。また上面には若干の漆喰塗布痕が確認できた。犬走り状の漆喰部分の西端は、雨落溝の側石に似た形状の石材で「止め」が行われ、西側には巡らない。壁状の石積み及び犬走り状の遺構の持つ用途や目的は、現段階では不明であるが、壁状の石組みは、石材の形状、並びなど、M~N-1区で検出した石柱列との共通性も窺え、何らかの関連がある可能性もある。因みに両者の距離は約18m(10間)である。

### 第2節 排水施設遺構(第4, 5図, 図版3)

昭和53・54年度、明治百年記念館(現黎明館)建設に伴う発掘調査では、暗渠形と開口形の二種類の排水溝が検出された。このうち、開口形排水溝は、館から暗渠形排水溝に雨水等を導くものとして設置され、暗渠形排水溝は、集めた城内の排水を城外に出す役割りを担うものとして、或いは、城にとって大切な施設である石垣を崩壊から守るための施設として、石垣に沿って設置されていた。

今回の発掘調査では、3条の暗渠形排水溝が検出された。それぞれについて記述する。

B地点東側で検出された暗渠形排水溝は、凝灰岩の切石を使用する有蓋の排水溝であり、幅約1.2mを測る。南側への延長は二の丸側の石垣に現存する出口に一致し、北側は前回の調査で確認された暗渠形排水溝に接続する。またB地点西側で、排水溝の底石とみられる一条の溶結凝灰岩板石列が検出された。側石等は残存せず、北側部分は現代の土木工事等により底石も撤去されていた。底石の幅は、約60cmであった。B地点の排水溝は工事の影響が及ばない区域での検出であったため、検出・確認に止めたが、掘り方確認のトレンチ調査の結果、両排水溝の掘り方にずれがあることから、時代の特定はできないが、少なくとも前後2回の工事を行ったことが判明した。

C地点で検出された暗渠形排水溝は、すでに蓋石は除去され、排水溝本体のみであった。床面及び側面の3面とも凝灰岩切岩を用いた堅牢な排水溝である。床面幅約80cm、側面高は側面石の上部が大方抜かれているので、正確には不明であるが、残存状況の良好な部分では約1mを測ることができるので、排水溝の規模はこの数値で推測できよう。

先述したように既に蓋石が除去されていること、この排水溝の一部分の上に御角屋蔵が乗り

蓋石を覆うことができない状態であることなどから、廃棄・改変された排水溝であることが理解できる。

なお使用されている側壁石にホゾ穴の有る石があることから、他から転用したものである。

### 第3節 石垣（図版3）

石垣は後背地の城山から城本体を囲むコ字形に築かれ、延長 420mである。今回の改修対象石垣は、前面二の丸側で、成尾常矩本丸間取図及び明治初期の写真に見える御角屋蔵付近である。

高さは、現堀水面から約 8 mほどであり、現況での観察では二の丸境の隅は凝灰岩間知石を算木積みとし、他は切込みハギに積み上げ、勾配は宮勾配とする。天端石の上部 2 段は後世に積まれたものである。

改修時の観察によると、後世に積まれた 2 段の石の下からが往時の石垣である。往時の天端石には約 150 cmの間隔に大型のホゾ穴、その間には等間隔に 3 か所の小さめのホゾ穴が掘られてあった。また、石垣の基礎部で、前後 2 列の胴木が検出された。長さ約 7～8 mの松材を連結して構成し、前側胴木は、幅約 35 cm、前側の厚み約 26 cm、後側の厚み約 12 cmが計測され、断面台形を呈する。

一方、石垣に使用した凝灰岩間知石の裏込めには、基礎部あたりで奥行約 1 m、基礎部より約 5 mの高さでは奥行約 2.4mの幅で川原石の栗石を使用して敷き詰めてあった。

## 第IV章 遺物（第6図，図版4）

今回の調査では、遺物包含層は検出されなかった。遺物は、御角櫓遺構の覆土中から、瓦等が少量出土している。以下、図化できたものについて略述する。

### 第1節 軒丸瓦

軒丸瓦は外区はすべて素文で、内区に桐文、牡丹文、連珠文と巴文が描かれる。1は径 18.3 cm、外区幅 2.4 cm、内区に桐文を施す。文様の一部には摩滅がみられ、葉脈が不明瞭となる。黒色を呈する。丸瓦部はわずかに残存する。瓦当部に丸瓦部を接合するためのへら状用具によるとみられる刺突が確認できる。2は径 16.9 cm、外区幅 1.8 cm、内区に牡丹の花を描く。灰黒色を基本とするが部分的に黄褐色を呈する。内区や内区と外区との境付近に貫入が著しい。丸瓦部は約 5 cm残存する。3は径 18.4 cm、外区幅 2.5 cm、内区は、残存 8 個復元 14 個の径 1.1 cmの連珠と三つ巴文である。巴文は、比較的疎に構成される。灰黒色を呈する。上半分は欠落し、丸瓦部との接合部分がわずかに残る。瓦当部裏面に、刷毛状器具による円周状の調整痕が確認できる。

### 第2節 棟込瓦

4は径 9.1 cm、外区幅 0.8 cm、外区は素文で、内区は 11 弁の菊花文である。灰色を呈し、瓦当部から丸瓦部にかけての下部に漆喰が付着する。丸瓦部の残存は 9 cmで、裏側に細かい布目圧痕が残る。

### 第3節 鳥伏間瓦

5は長径 25.0 cm, 短径 17.0 cm, 外区長径 6.8 cm, 短径 3.6 cmを測る。内区は径 1.1 cmを測る 15 個の連珠文と三つ巴文である。巴文は密に構成される。黒色を呈する。丸瓦部は約 5 cm 残存する。瓦当部に丸瓦部を接合するためのへら状用具によるとみられる刺突が確認できる。

6は長径 19.7 cm, 短径 17.0 cm, 外区長径 4.3 cm, 短径 1.2 cmを測る。内区は径 0.8 cmを測る 9 個の連珠文と三つ巴文から構成される。連珠は比較的小粒で、巴文は太めに描かれる。色調は灰色を呈する。丸瓦部は比較的残存し、長さ約 18.0 cmを測る。

### 第4節 軒平瓦

7は残存幅 21.5 cm, 長さ 23.1 cm, 顎長 5.6 cm, 外区幅 1.0 cmを測る。内区は唐草文で細目に描かれる。灰色を呈する。

## 第V章 考察

### 第1節 遺構

今回検出した遺構は、石柱列1条（A地点）、排水施設3条（B地点及びC地点）、建物遺構1基（C地点）である。

#### 1 石柱列遺構

本遺構は、先述のとおり、柱状の溶結凝灰岩を一系列にセメントで接合したものであり、周辺に他の遺構もないこと、また、遺構検出面まで表土から続く攪乱層（造成によるものと思われる）であることから、鹿児島城に関連する施設とは判断できない。用途、目的は不明であるが、本稿では、近代以降に作られた何らかの建物の基礎である可能性を記すにとどめたい。

#### 2 排水施設遺構

今回検出した排水施設は、3条である。

L-3～4区西側検出排水施設は、「ヨキはつり」により板石状に加工した溶結凝灰岩を、比較的精緻に敷き詰めた形態をなす。下部構造が存在しないことから、本遺構は排水施設の底石であり、側石は撤去されて残存しないことが確認できた。遺構の規模から、開口形排水溝の可能性もある。

L-3～4区東側検出排水施設は、鹿児島県埋蔵文化財調査報告書（26）『鹿児島（鶴丸）城本丸跡』で報告されている「排水溝①」に繋がる暗渠形排水溝であり、二の丸側に開く排水口に延びることが確認できる。平面図で示したように、蓋石の一部に切り込みを入れ、陶製の管を挿入してセメントで固定するとともに、蓋石間もセメントを充填していることから、近代以降も排水施設として機能していたことが窺われる。両排水溝遺構は、現状のまま保存を行った。

一方、B地点南側断面の観察によると、西側排水施設の掘り込みを、東側排水施設の掘り込みが切り込んでいることが明らかである。このことから、まず西側排水施設が当初引かれたものの、何らかの理由で廃棄され、その後新しく東側排水施設が作られたことが言える。

それぞれの排水施設の建設時期の確定は、今回の調査資料では判断できないが、いずれにしても二つの時期において排水施設が建設されたことだけは明白である。

M区で検出した排水施設は、溶結凝灰岩切石を用い、底石はたんざく状に敷き、壁石は3段から4段に積むことで構成され、緻密な構造となっている。暗渠形排水溝であったものと考えられるが、蓋は残存せず、溝内部は覆土で完全に埋まっていたこと、また後述する建物遺構が、側石直上の本来蓋石があるべき部位に建設されていることから、早い段階で廃棄された可能性を窺わせる。当排水溝は、石垣補修工事終了後、現況復元を行って保存した。

### 3 建物遺構

今回検出された遺構は、建物の基礎となる敷石や犬走り、雨落溝などの構造から「御角櫓」の建物基礎の一部と判断できる。また位置的にも、明治6（1873）年12月本丸が不審火により消失する直前に、元金山奉行成尾常矩が描いた『本丸内間取図』に「御角屋蔵」と記された櫓や各種の絵図、明治初期撮影の写真に見られる櫓とも一致する。櫓の規模は、南北12間（21.6m）東西3間（5.4m）が想定される。

一方、M-1～2、N-1～3区では、櫓に関する遺構は検出されなかった。また、N-7～9区内にあったとみられる「物見台」に関する資料も得られなかった。M-3区で確認された雨落溝への工事のように、近代以降何らかの建築工事が行われ、御角櫓の建物基礎の大部分が失われたものと推測できる。また、N-4～5区は、昭和20年4月の空襲で崩落、消滅した部分である。また遺構が、堀側に傾斜していることや漆喰のひび割れも被災の影響と考えられる。

なお、御角櫓は、通常2面の壁を城壁に乗せて築かれるものであるが、今回の調査ではそのことを直接検証する遺構の確認はできなかった。しかし、後年石垣に土止め石として載せられた2段の石材を取り除いたところ、本来の最上部とみられる石材に、1.5m間隔でほぞ穴が穿たれ、また、それぞれの穴の間を3等分した位置に小型の穴があげられていることが確認できた。このことは、石垣上部に建築物があったことを窺わせるものであり、当時の外壁の下地構造を知る手掛かりとなろう。本遺構は、石垣修復工事終了後、現地表面に復元し、屋外展示施設として整備を行った。（15頁写真参照）

さて、排水施設遺構の稿でも触れたように、御角櫓とその下位で検出された暗渠形排水溝とは時間的な差異が認められる。そこで、鹿児島県埋蔵文化財調査報告書（26）『鹿児島（鶴丸）城本丸跡』に掲載された、五味克夫氏著『鹿児島城の沿革－関係資料の紹介－』を参考に、いくつかの史料を加えながら御角櫓の履歴についての概略を述べることで、この時間的な問題についての手掛かりを求めてみたい。

#### (1) 御角櫓の建築

「経兼日記」慶長6年1月18日の条に「(略)、此日上之山之御普請初り候、」とあり<sup>(1)</sup> また「当御屋敷ハ慶長七（1602）年御縄張にて同九（1604）年甲辰三月御移徒、(以下、略)」<sup>(2)</sup>、「同（慶長11年、1606）年六月六日、陽城楼門前板橋、既新成為渡初」<sup>(3)</sup>ともあり、17世紀初頭には、鹿児島城は城としての体裁がおおよそ整っていたものとみられる。一方、寛



文 10 (1670) 年頃の作成とされる「鹿児島城下絵図 (鹿児島県立図書館蔵)」には、石垣の上長屋が描かれるのみで、櫓の姿は見えない。しかし、この絵図は、他の建物についても一切の表示がなされていない。いずれにしても、櫓は「御楼門」などとともに、城を構成する重要な要素であり、早い段階で完成していた可能性が高いだろう。また暗渠形排水溝は、通常建物建築以前に設置されるものであり、上部構造物である御角櫓建築以前に工事が完了していたものと思われる。

## (2) 元禄の大火

『古記』元禄九 (1696) 年丙子の項に

「一、四月廿三日戊申晴天東風

夜八ツ時に上町行屋より出火有之、(略) 御兵具所之角二火付、物奉行所入口之上二火付、小人数水ハ無之、精を出しても無其詮、一度焼立申候間、何れもあきれ果泪をなかし、二之丸打続平長や宍ッ解こぼし、島津内記殿、同又七殿下知二而漸取留申候、下之火に肝付主殿まで焼、金蔵二而取消候、島津主計殿手にて候、以上横山日記文政十一年出之置、」<sup>(4)</sup>

とあり、続いて

「一、四月廿四日晴天東風

今朝五ツ時に焼静り候、御城内御蔵御南戸蔵・御納蔵、進物蔵三ツ残り申候、焼失蔵御書院蔵・御文書蔵・評定所蔵・異国座蔵、右之残之外にて候、御兵具蔵・焼物蔵・角櫓焼申候、」<sup>(5)</sup>

とあり、鹿児島城の完成から約 90 年経った元禄九 (1696) 年 4 月 23 日に城内は大火に遭い、城内の多くの施設が罹災し、御角櫓も焼失したことが分かる。藩では、直ちに鹿児島城の復旧のために、次のような添え書き、朱書きを付けた絵図を幕府に送り、再建の許可を申請している (図版 5, 6 参照)。

「薩摩国鹿児島城下自町屋出火、城内之居所類焼付<sup>而</sup>、従前々有来候櫓、塀、門、橋、繪図之通御座候、如元作事仕度候、所々焼崩候石垣之分<sup>亦</sup>如元修補申付度奉願候、以上

元禄九子

五月十三日

松平薩摩守御判」<sup>(6)</sup>

「此櫓焼失、長十二間」<sup>(7)</sup>

## (3) 御角櫓の再建

申請を受けた幕府は、ひと月後の 5 月 23 日付で次のように許可を出し、御角櫓外の施設を元のように再建することを認めている。

「薩州鹿児島城下今度出火之節、居所<sup>并</sup>櫓、塀、門、橋等焼失、石垣所々焼崩候付<sup>而</sup>、右之石垣築直之、櫓、門建之、塀、橋掛之、居所作事被申付度、繪図書付之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、

元禄九子五月廿三日

戸田山城守  
忠昌判  
土屋相模守  
正直判  
阿部豊後守  
正武判  
大久保加賀守  
忠朝判

松平薩摩守殿

」(8)

5月13日付の申請に対して、幕府は同年5月23日付で許可を行っている。申請から許可までわずか10日間である。当然、申請以前に幕府との折衝が持たれたであろうが、いずれにしても、短期間での決裁である。また、元の如く普請することを認めるという文面から、御角櫓は、焼失前と同じ位置、規模（長さ12間）で再建されたことが窺える。再建にあたっては、一般的にみて、櫓の基礎部分撤去も含めた被災後の跡地整備が行われたものと推測できよう。

#### (4) 御角櫓の改修

「松平大隅守鹿兒島居宅園内ニ建置候櫓ニ虫付候<sup>〆</sup>危有之候付解こわし、損之候材木取替修補仕、本之通取立申度候、尤急二者成就仕間敷候、此段申上候、以上

享保二十（1735）年十月

宮之原甚五兵衛」(9)

とあり、虫害による櫓の改修を届け出ている。また別の史料には、

「松平薩摩守鹿兒嶋居宅之櫓門、羽蟻付候而危有之候付解こはし、損シ候材木取替修補仕、本之通取立申度候、尤急二者成就仕間敷候、此段申上候、以上、

松平薩摩守内

十一月

川上五後右衛門

右之通享保五（1720）年子十一月御用番水野和泉守様江御届申上候処、御請取被成候由被仰聞候、尤右御届書迄ニ而繪図相添不申候、」(10)

ともある。「櫓」「櫓門」が何処を指すか断定できないが、いずれにしても元禄の大火による再建から約20年ほどで、羽蟻つまり「白蟻」によって立て替えを必要とするほどの甚大な損傷を受けていたことが分かる。届けには、「材木の取り替え」と記されていることから、基礎部分は現況を維持し、上部構造だけの立て替えが実施されたものと思われる。

#### (5) 「クラ」と御角櫓の焼失

天保癸卯（十四）冬十月（1843）注記入りの『城下絵図』（鹿兒島市立美術館蔵）は、城内の状況が明瞭に捉えられる絵図であるが、御角櫓に対しては「オスミノクラ」と朱書きされている。また、城内の建物配置に関する基本資料とされる、成尾常矩が明治6（1873）年3月に記した『本丸内間取図（鹿兒島市立美術館蔵）』には、「御角屋蔵」と表示されている。また、『本丸間取図』の一連の資料である成尾常矩『城周辺見取図（鹿兒島市立美術館蔵）』では、「クラ」との注記が見える。

本来櫓は、「遠方や周囲を展望するために設けた物見の高楼。弓矢などの武具を納めておく倉」(11)であり、「城などの施設において、外敵の看視をはじめ防戦にそなえる建物。中世以

降においては武器や食糧などの貯蔵を兼ねたものもあり、櫓門も発達した隅櫓として充実した。隅櫓は塗りごめの壁による堅牢な作りで窓や狭間などは看視と射撃とを兼ねた。」<sup>(12)</sup>ものであるが、乱世の後には、防御施設であり続けながらも、支配者の政治的権威を象徴する施設として築城の際欠かせない建物となった。しかし、藩政末期の鹿児島（鶴丸）城では、上記の絵図等に表現されるように、櫓に対して「クラ」という呼称が用いられたことから、次第に日常的な認識として、御角櫓を収蔵施設としてみる意識が発生していた可能性が窺える。

1602年の築城開始以来、約270年の歴史を持つ鹿児島（鶴丸）城であったが、明治6（1873）年10月、不審火により本丸は焼失し、御角櫓も焼け落ちてしまう。今回検出した建物遺構が、焼失した御角櫓の建物基礎である。

今回、3条の排水溝を検出したが、溝同士の掘り込みの切り合いや御角櫓との関係から、2条については早い段階で廃棄され、残りの1条のみが最後まで機能していたことが判明した。暗渠排水溝が、機能を失った時期を特定する資料を得ることはできなかったが、一般的な廃棄要因としては、極端な泥詰まりや構造的欠陥が挙げられるであろう。その結果2条が廃棄され、新たに1条が設置されたと思われる。そして、先述のような変遷の過程において、廃棄暗渠排水溝に重なる状況で御角櫓が再建されたと考えられないだろうか。

## 第2節 遺物

今回の遺物は、少量の瓦片を主体に、若干の近世・近代遺物が出土した。今回出土の瓦片は明治6年の焼失以後、廃棄された残骸からもれた分であろう。

軒丸瓦、鳥伏間瓦等に描かれた、桐文、牡丹文、菊間文、連珠・三つ巴文等は、昭和53・54年発掘時出土遺物と同形式だが、出土量が少ないこともあり、詳細については、今回の出土瓦が鹿児島（鶴丸）城と同時期の所産であり、また二次焼成の痕跡から、火災の発生を証明していることのみを述べるにとどめたい。

- (1)『経業日記』鹿児島市史Ⅲ P305
- (2)『見聞秘記』鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本
- (3)鹿児島県史料『旧記雑録後編』4-216
- (4)『古記（中）元禄九年丙子』鹿児島市史Ⅲ P389
- (5)同上
- (6)『鹿児島城下繪図控』添書 東京大学史料編纂所蔵
- (7)『鹿児島城下繪図控』朱書 東京大学史料編纂所蔵
- (8)鹿児島県史料『旧記雑録追録』1-2614
- (9)鹿児島県史料『旧記雑録追録』4-784
- (10)同785
- (11)国史大辞典14 P33 吉川弘文館 1933
- (12)日本考古学用語事典 P431 学生社 1992

## 第VI章 鹿児島城繪図控について（図版5，6）<sup>(13)</sup>

元禄9（1696）年4月23日の大火の際、罹災した鹿児島（鶴丸）城の修復を幕府に願い出た繪図の控であり、現在、東京大学史料編纂所が所蔵する。

黎明館では、平成10年度から12年度にかけて、東京大学史料編纂所が所蔵する島津関係文書のマイクロフィルム撮影及びCD化の事業を実施した。今回の繪図は、この島津関係文書に含まれる

一点であり、鹿児島（鶴丸）城周辺の藩政初期段階の状況が把握できる貴重な資料である。元禄9年の大火による罹災状況だけでなく、城内外諸施設の規模等についての情報が得られる史料であるため、今回紹介してみたい。

絵図は、縦82cm、横92.5cmを測り、城山周辺、石垣等の城外回り、侍屋敷・町の区分、堀・川を緑、茶、青色等の絵の具を用いて描き、施設の規模や焼失状況について墨書、朱書で記される。これは、城の復旧は、元に復するという原則に拠る説明である。

## 第1節 絵図の概要

絵図の概要について、城山周辺、城周辺、堀・川、町区分に分けて紹介する。

### 1 城山周辺

- (1) 山頂…「本丸」「二丸」と記される。但し、建物は描かれない。松、杉（檜か）等の植生が見える。<sup>(14)</sup>
- (2) 現岩崎谷…「岩崎口」と記され、門並びに石垣が描かれる。番小屋らしき建物もある。石垣に沿って堀の存在が窺える。門の奥に「侍屋敷」の注記があり、新照院方面に道が延びる。
- (3) 現新照院…「侍屋敷」を経て、「新照院口」と記され、番小屋らしき施設が2棟描かれる。番小屋の背後に小規模な水路がある。道が岩崎口と山頂方向に2条延びる。
- (4) 現照国神社付近…「大手口」と記され、番小屋らしき建物が3棟描かれる。奥に「侍屋敷」の注記がある。山頂へ続く1条の道と谷川(?)が見える。

### 2 城周辺

- (1) 本丸…個々の建物は図示されず、「居所」と記される。  
城山側を除く3方に「石垣」と「塀」が巡る。岩崎口側石垣上に「長屋」が描かれ、長屋に連なって「北御門」及び橋が所在する。正面石垣南角に「御角櫓」、北角に「御兵具所」が描かれ、中央部に「御楼門」「唐御門」が見える。
- (2) 二の丸…「佟理大夫居所」と記される。  
正面「石垣」と石垣上部の「長屋」及び「塀」「門」が描かれる外、複数の建築物が見えるが、細部構造の詳細は判然としない。
- (3) 御厩…御厩の周囲を「石垣」と「塀」が巡り、2か所の「門」が描かれる。御厩石垣は、本丸石垣北東隅地の堀近くまで延び、「門」「番所<sup>(15)</sup>」が築かれて北御門方向への進路を遮断している。

### 3 堀・川

- (1) 堀 …現存する堀のほか、二の丸との境界に「鉤状」に城山まで延びる「堀」が描かれる。本丸正面石垣と二の丸石垣を「石垣」と「塀」で連絡し両堀を分断するように見えるが、この「石垣」は橋脚状に築かれ、実際の堀は連続していることが分かる。

堀の正面には板橋に擬宝珠がついた「御楼門橋」が、本丸北側には簡略化された「北門橋」が描かれる。

北東角「鉤形」石垣部分は、石垣状の施設で堀が分断して描かれる。(116)

- (2) 水路…御厩北側、本丸と二の丸境付近、現照国神社付近から海岸へ延びる3条の「水路」が描かれる。御厩北側水路は海岸まで延び、2基の「木造橋」が架かる。1基については「擬宝珠」が記される。(117) 本丸と二の丸境の水路は、堀から海岸(名山堀)まで延び、3基の「板橋」が架かる。大手口近くから海側へ延びる水路は、堀状に描かれ、1基の「板橋」が架かる。(118)

- (3) 川…城山南西を「川」が流れる。甲突川である。

#### 4 町区分

- (1) 道により区分され、「侍屋敷」「明地」「町」と記される。具体的な建物の表現はない。  
(2) 海岸が整備され「石積堤防」が描かれる。名山堀に2基の板橋が見える。

### 第2節 修復の申請

次に、修復を申請した施設の規模と焼失状況についての注記を紹介する。施設の規模や罹災の状況は朱書によってその状況を、焼失を免れた場所は墨書によって「焼残」と表現される。(注記の後の○数字は焼失関係、アルファベットは施設の規模を表し、図版6に対応する。)

#### 1 城内

- (1) 居所…『此居所今度類焼付<sup>ニ</sup>櫓塀門橋  
有来候、繪図之通作事仕度候、  
門櫓等焼失仕候故、石垣<sup>ニ</sup>焼崩候  
所々如元相申付度候』①
- (2) 岩崎口側石垣…「此石垣高二間一尺長二十三間」A  
北御門…『此門<sup>ニ</sup>長屋焼失』②、同石垣上長屋…「此長屋三十間程」B
- (3) 厩側石垣…「此石垣二間一尺長二十三間」C  
同石垣上塀…『此屏焼失』③「此塀長四十一間」D
- (4) 御楼門北側石垣…「此石垣高三間長三十七間」E  
御兵具所…『此櫓焼失二十七間』④
- (5) 御楼門…『此門焼失長十間』⑤
- (6) 唐御門…『此門焼失』⑥
- (7) 御楼門橋…『此橋板等焼申候所<sup>ニ</sup>御座候』⑦
- (8) 御楼門南側石垣…「此石垣高三間五尺長五十三間」F  
同石垣上塀…「此屏長四十二間」G
- (9) 御角櫓…『此櫓焼失長十二間』⑧
- (10) 二の丸側石垣…「此石垣高三間長五十六間」H  
同石垣上塀…「此塀長五十二間」I  
二の丸側南北方向石垣…「此石垣高三間長二十九間」J  
同石垣上塀…「此塀長二十九間」K

二の丸側城山寄り石垣…「此石垣高三間長三十二間」L

同石垣上塀…「此塀長三十二間」M

上記3つの塀…『此屏焼失』⑨

## 2 城外

(1) 厩北側「侍屋敷」…『是よ里東侍屋敷数十ヶ所、町屋敷式百十三軒焼失』⑩

(2) 御楼門から海岸にかけての「侍屋敷」…『焼失』⑪と「焼残」の両記述

### 第3節 修復申請文

朱書による注記を受け、絵図左下に、申請文が次のように墨書される。

「薩摩国鹿児島城下自町屋出火、  
城内之居所類焼付<sup>西</sup>、従前々有来候  
櫓塀門橋、繪図之通御座候、如元  
作事仕度候、所々焼崩候石垣之分<sup>度</sup>  
如元修補申付度奉願候、以上  
元禄九子  
五月十三日 松平薩摩守御判」

- (13) 図版6は、黎明館が撮影した東京大学史料編纂所所蔵「鹿児島城繪図控」の写真をもとに、筆者が簡略トレースを行って作成したものである。
- (14) 絵図の標記に従って城山山頂を本丸、二丸と記述したが、その他の項では石垣に囲まれた部分を本丸、二之丸と表現している。
- (15) 本絵図では番所として明確に表記されないが、天保年間に作成された城下絵図の注記をもとに番所と判断した。
- (16) 天保年間絵図では、櫓が描かれている。
- (17) この水路は、現長田中学校と旧鹿児島県庁の間にあったものと考えられる。天保年間絵図では、城山側より「吉野橋」「新橋」と記される。擬宝珠のある橋は「新橋」である。
- (18) 形式的にしる、御厩北側水路並びに大手口近くからの水路、さらに名山堀を含めて鹿児島城の「外堀」とみる意識が存在した可能性はないだろうか。

## 例言

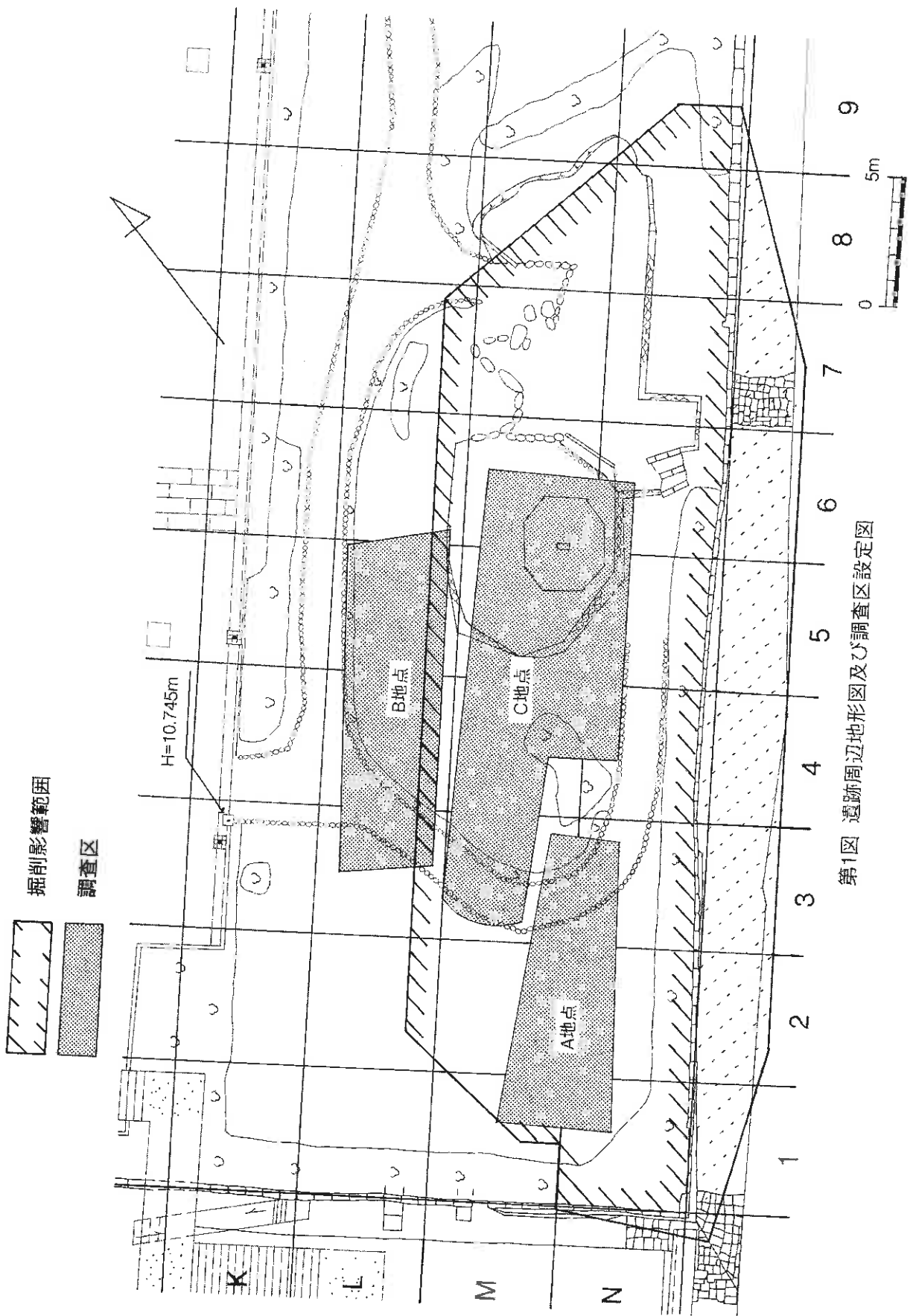
- 1 本稿は、平成11年度に実施した、鹿児島（鶴丸）城石垣補修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告である。
- 2 発掘調査は、黎明館の依頼を受けて、県立埋蔵文化財センターが実施し、黎明館が支援を行った。
- 3 遺物番号は、本文及び挿図・図版の番号と一致する。
- 4 挿図の縮尺は、各図ごとに示している。
- 5 出土遺物の整理作業、実測図作成・トレース・写真撮影は、黎明館資料調査編集員前田晶子氏の協力を得て、脇岡が行った。  
なお、第VI章で紹介した「鹿児島城下繪図控」の解説については、黎明館学芸課主任学芸専門員徳永和喜氏、黎明館調査史料室史料編さん委員堂満幸子氏の協力を得た。
- 6 本稿の執筆分担は、以下のとおりである。  
第I章，第II章，第III章第1節，第IV章，第V章，第VI章  
----- 脇岡  
第III章第2節，第3節 ----- 戸崎
- 7 本稿の編集は黎明館で行い、黎明館資料調査編集員前田晶子氏の協力を得て、脇岡が担当した。
- 8 遺物は、黎明館で保管し、展示・活用する計画である。
- 9 排水溝遺構は、すべて現状で保存を行い、御角櫓遺構は、現地表面に復元し、屋外展示として整備した。  
なお、御角櫓遺構復元及び説明板設置については、鹿児島短期大学学長三木靖氏の監修を賜った。記して謝意を表したい。



御角櫓基礎復元屋外展示



屋外展示説明板



第1図 遺跡周辺地形図及び調査区設定図

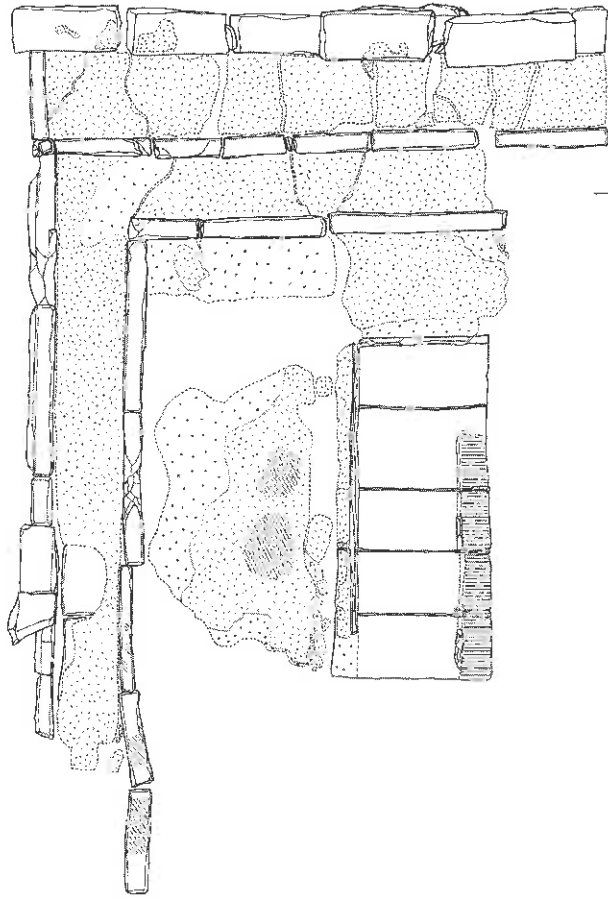




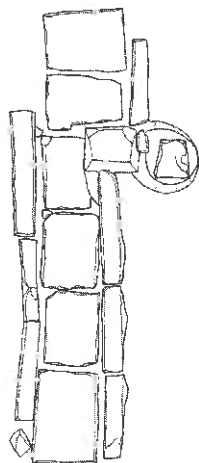
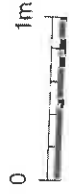
第2図 遺構配置図

L-3区 | L-4区  
M-3区 | M-4区

L-4区 | L-5区  
M-4区 | M-5区



N-4区 | N-5区



凡例

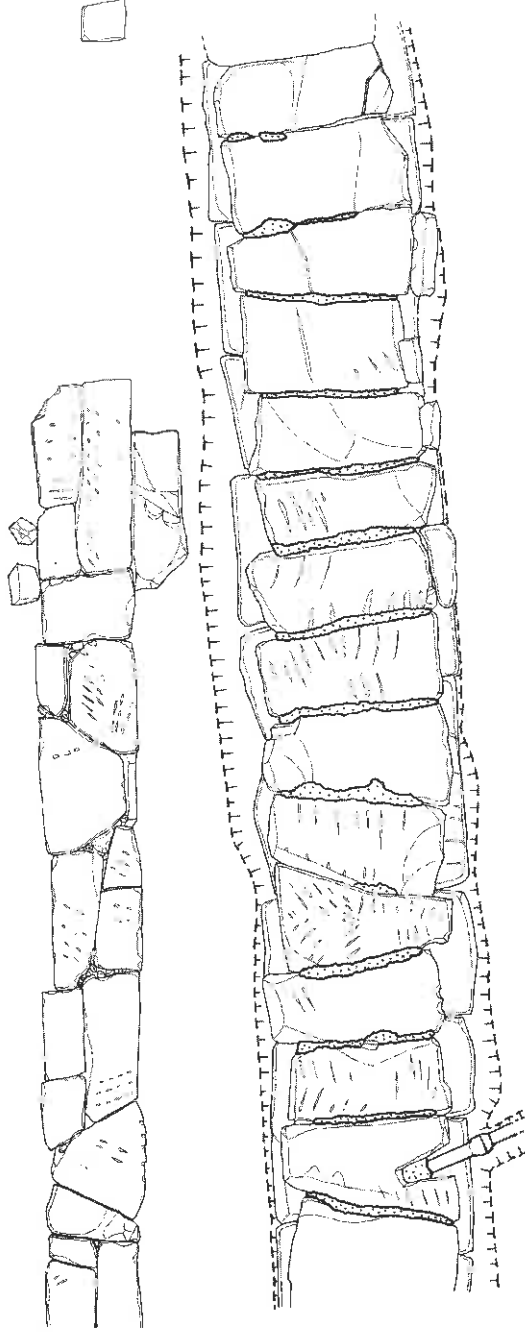
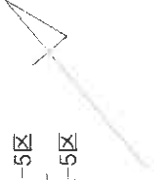
- 漆喰残存部分(下層)
- 漆喰残存部分(上層)
- 炭附着部分
- 黄色漆喰部分

N-3区 | N-4区

第3図 建物遺構平面図

K-3区 | K-4区  
 L-3区 | L-4区

K-4区 | K-5区  
 L-4区 | L-5区

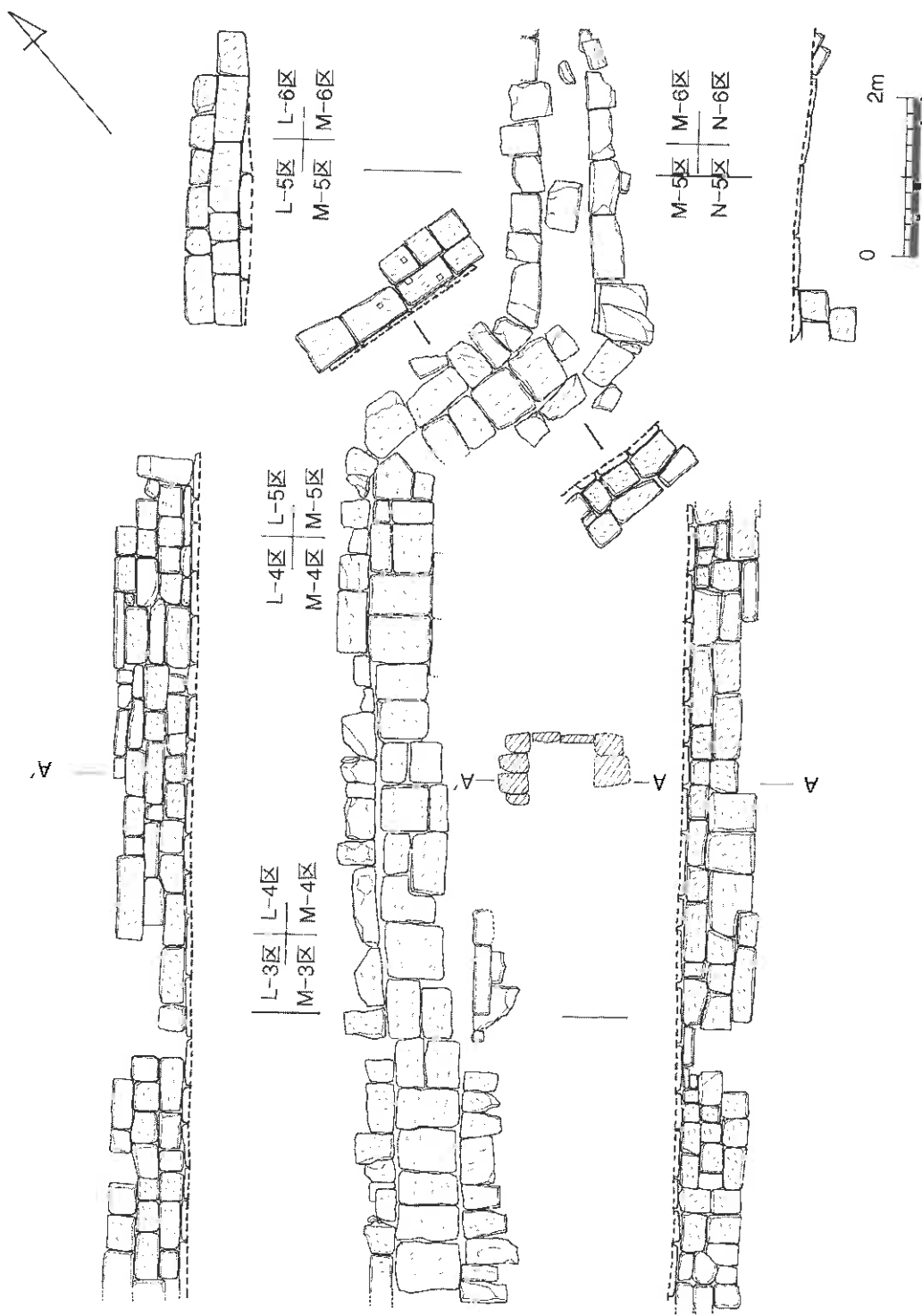


M-3区 | M-4区

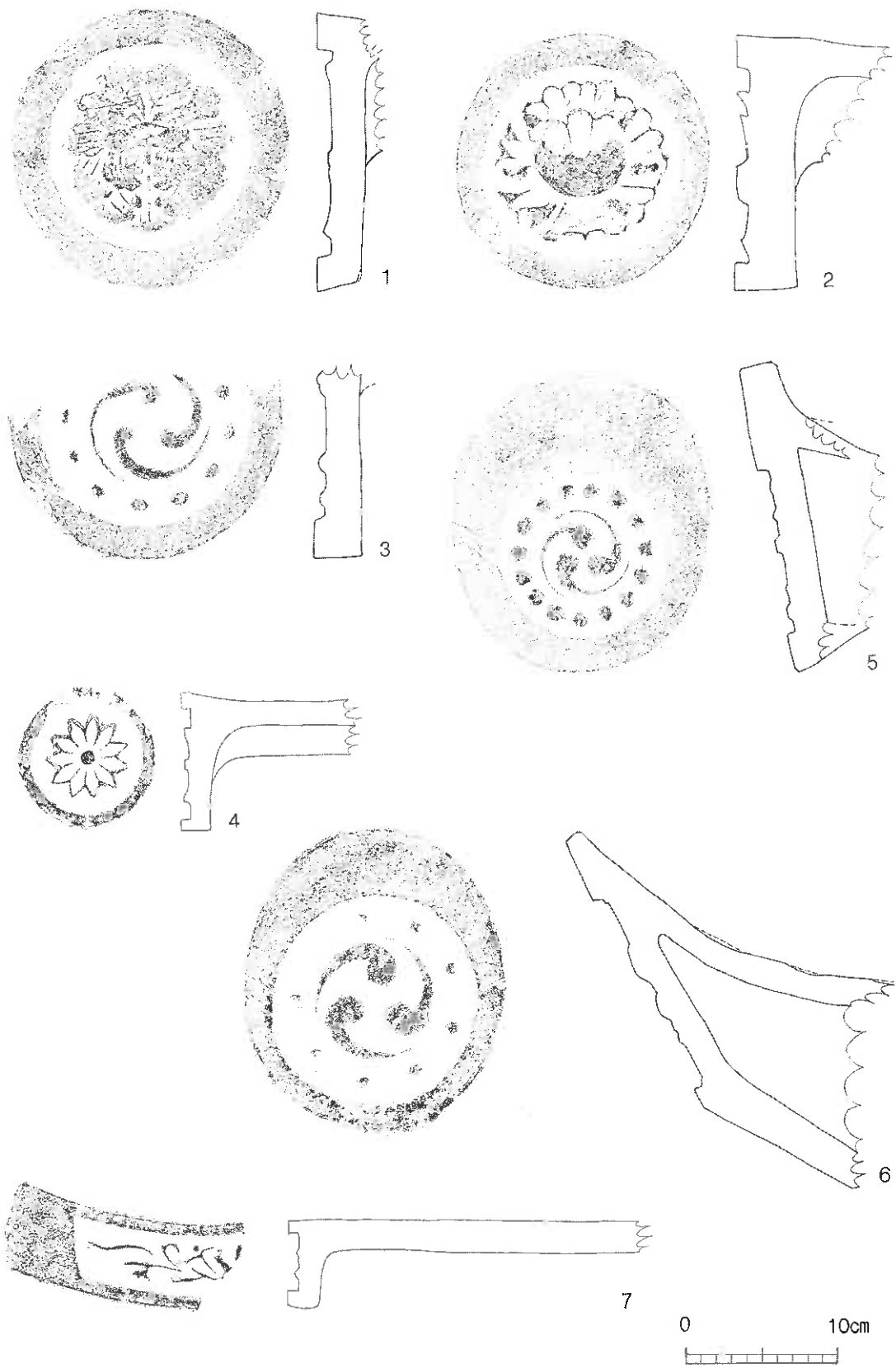
M-4区 | M-5区



第4図 B地点検出排水施設遺構平面図



第5図 C地点検出排水施設遺構実測図



第6図 建物遺構覆土内出土遺物

図版 1



鹿児島(鶴丸)城正面(左端の建物が御角櫓)

明治初期撮影



積替工事対象石垣と濠



調査地点(北より)



表土掘削状況



B地点排水施設遺溝発掘状況

図版 2



A地点出土石柱列検出状況



B地点排水施設遺溝検出状況



C地点(M-3区)雨落溝検出状況(北より)



C地点御角櫓完掘状況(北西より)



C地点(M-3区)雨落溝完掘状況(北より)



C地点御角櫓敷石及び漆喰部分(東より)

図版 3



C地点(M-3区)暗渠排水施設完掘状況(東より)



C地点(M-4区)暗渠排水施設完掘状況(北より)



C地点暗渠排水施設全景(北より)



C地点暗渠排水施設湾曲部分(北より)



石垣裏込石検出状況(南より)



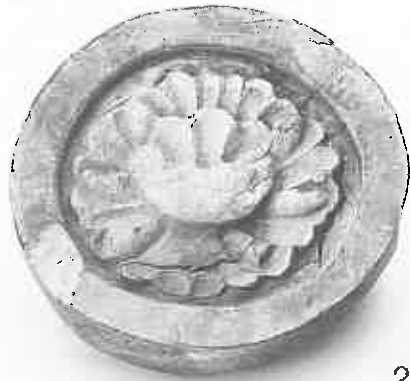
桐木検出状況(左側が全面)



图版4



1



2



3



4



5



6

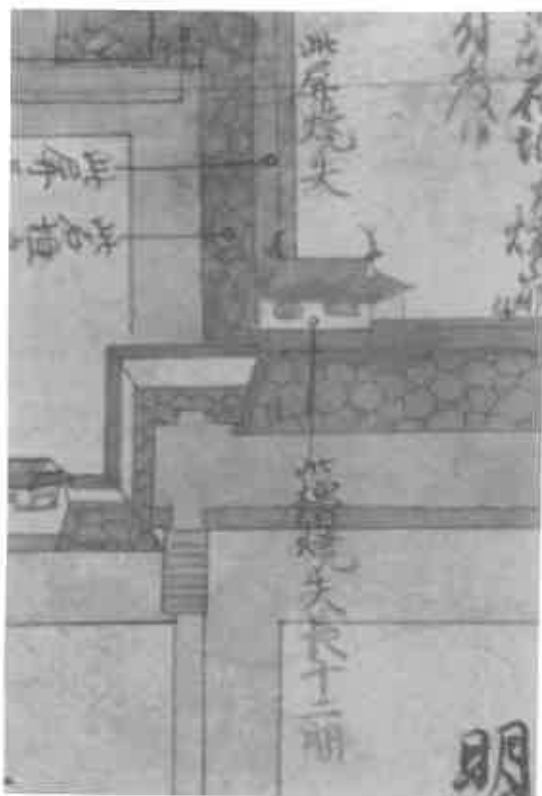


7

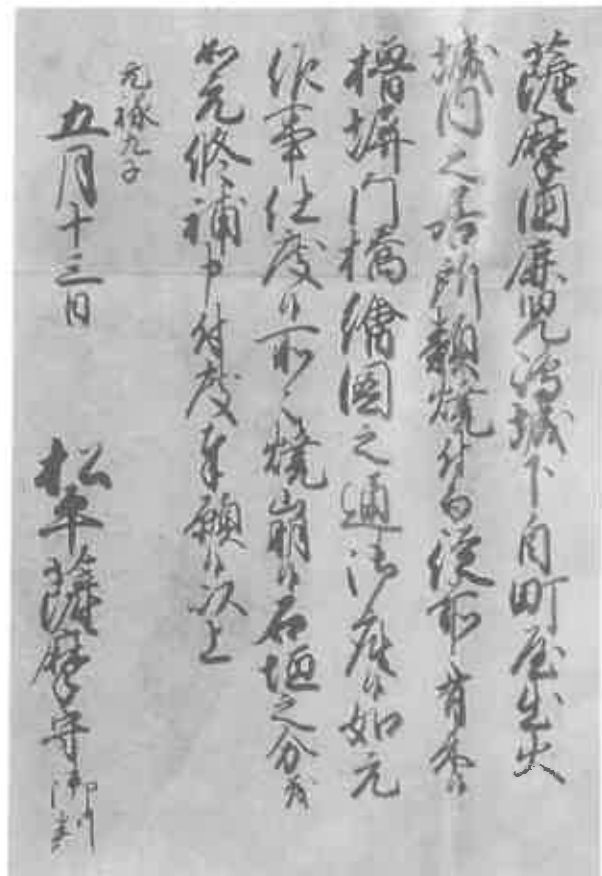
図版 5



鹿兒島城繪図控(東京大学史料編纂所蔵)



鹿兒島城繪図控(部分)朱書



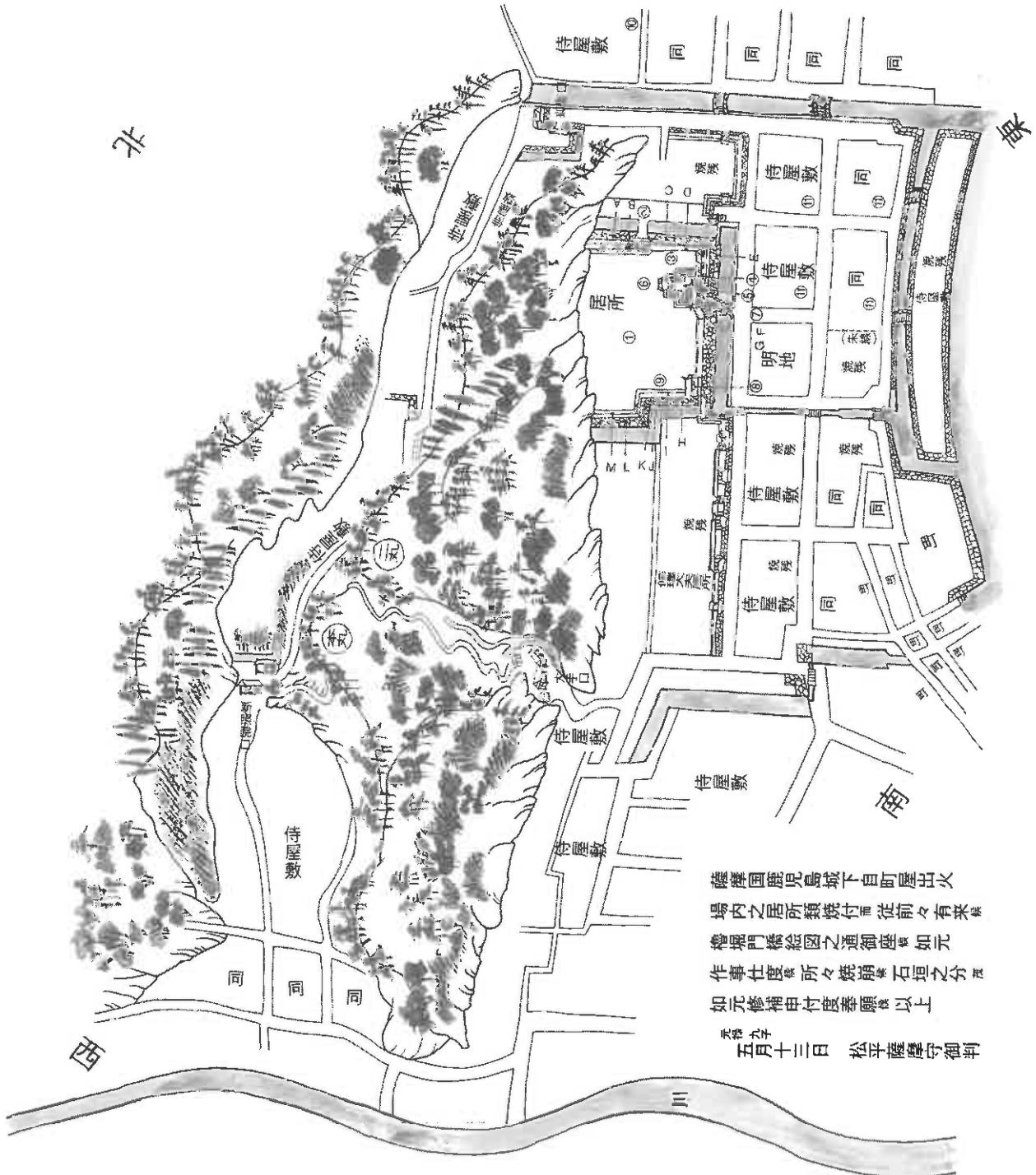
鹿兒島城繪図控(部分)添書

〔注記〕

① 此居所今度類焼付而櫓堀門橋  
有來候、絵図之通作事仕度候、  
門櫓等焼失仕候故、石垣等焼崩候  
所々如元相申付度候

- A 此石垣高三間一尺長二十三間
- B 此長屋三十間程
- ② 此門五長屋焼失
- C 此石垣二間一尺長二十三間
- D 此堀長四十一間
- ③ 此屏焼失
- E 此石垣高三間長三十七間
- ④ 此櫓焼失二十七間

- ⑤ 此門焼失長十間
- ⑥ 此門焼失
- ⑦ 此橋板等焼申候所 御座候
- F 此石垣高三間五尺長五十三間
- G 此屏長四十二間
- ⑧ 此櫓焼失長十二間
- ⑨ 此屏焼失
- ⑩ 早之里賣侍屋敷數十ヶ所、町屋敷貳百十三軒焼失
- H 此石垣高三間長五十六間
- I 此堀長五十二間
- J 此石垣高三間長二十九間
- K 此堀長二十九間
- L 此石垣高三間長三十二間
- M 此堀長三十二間
- ⑪ 焼失



薩摩国鹿兒島城下自町屋出火  
場内之居所類焼付而從前々有來候  
櫓堀門橋絵図之通御座候如元  
作事仕度候所々焼崩候石垣之分度  
如元修補申付度奉願候以上

五月十三日 松平薩摩守御判

